

民事訴訟証拠に関する中国最高人民訪院の既定（7）

著者	村上 幸隆
雑誌名	国際商事法務
巻	31
号	5
ページ	674-676
発行年	2003-05-15
権利	(c) 国際商事法研究所：このデータは国際商事法研究所の許諾を得て作成しています。
URL	http://hdl.handle.net/10112/6707

民事訴訟証拠に関する中国最高人民法院の規定

〔 7 〕



村上幸隆*

〈資料〉

最高人民法院
民事訴訟証拠に関する若干の規定
[关于民事訴訟証拠的若干規定]
 [法釈(2001)33号]

三 立証期限と証拠交換

(被告の答弁書)

第32条 被告は、答弁期限満了前に書面で答弁を提出しなければならない。原告の訴訟請求ならびにその根拠とする事実および理由に対して意見を明らかにしなければならない。

(立証期限)

第33条 人民法院は、案件受理通知書および応訴通知書と同時に、当事者に対し立証通知書を送達しなければならない。立証通知書には、証明責任の分配と要求を明記しなければならない。人民法院に対して、調査・証拠取得を申請することができる状況、人民法院が案件の状況に基づき指定する立証期限および期限経過の場合の証拠提供の法律効果を明記しなければならない。

立証期限は、当事者の合意による一致かつ人民法院の認可を経て定めることができる。

人民法院により指定された立証期限の場合、少なくとも30日を下回ることができず、当事者が案件受理通知書および応訴通知書を受領した日の次の日から起算する。

(立証期限経過の効果)

*むらかみ ゆきたか、弁護士、現代アジア法研究会 会員

第34条 当事者は、立証期限内に人民法院に対して証拠資料を提出しなければならない。当事者が立証期限内に提出しない場合は、立証権を放棄したものとみなす。

当事者の提出期限経過後の証拠資料に対して、人民法院は、審理時に質証を組織しない。ただし、相手方当事者が質証に同意した場合を除く。

当事者の増加、訴訟請求の変更または反訴の提起は、立証期限満了前に提出しなければならない。

(人民法院の釈明による訴の変更)

第35条 訴訟過程において、当事者が主張する法律関係の性質または民事行為の効力と人民法院が案件事実を根拠としてなした認定が不一致の場合は、本規定第34条の規定の制限を受けず、人民法院は、訴訟請求を変更することができることを当事者に告知しなければならない。

当事者が訴訟請求を変更した場合は、人民法院は新たな立証期限を指定しなければならない。

(立証期限の延期)

第36条 当事者が立証期限内に証拠資料の提出が困難であることが確実な場合は、立証期限内に人民法院に対して立証の延期申請をしなければならない。人民法院の許可を経て、適当な立証期限の延長をすることができる。当事者が延長された立証期限内に証拠資料を提出することがなお困難な場合は、再度延期申請を提出することができ、許可するかどうかは人民法院の決定による。

(開廷審理前の証拠交換)

第37条 当事者の申請を経て、人民法院は当事者の開廷審理前の証拠交換を組織することができる。

人民法院は、証拠が比較的多くまたは複雑で困難な疑いがある案件に対しては、当事者の答弁期限満了後、開廷審理前に証拠交換をする。

(証拠交換の時間)

第38条 証拠交換の時間は、当事者の合意で一致し、かつ人民法院の認可によることもできるし、人民法院が指定することもできる。

人民法院が当事者の証拠交換を組織する場合は、証拠交換の日を立証期限満了の日とする。当事者が立証期限の延期をして人民法院が許可した場合は、証拠交換の日は相応に順延される。

(証拠交換の手続)

第39条 証拠交換は、裁判官の主宰の下に進行しなければならない。

証拠交換の過程において、裁判官は当事者の異議のない事実については、証拠を記録に編綴しなければならない。

異議のある証拠に対しては、証明の必要な事実に基づき分類して編綴し、かつ異議の理由を記載しなければならない。証拠交換を通じて、双方当事者の紛争の主要な問題を確定する。

(証拠交換後の新たな証拠交換)

第40条 当事者が相手方の交換した証拠を受領した後、反論を提出しかつ新たな証拠を提出する場合、人民法院は、当事者に指定した交換進行の時間を通知しなければならない。

証拠交換は、一般に2度を超えない。ただし、重大、困難な疑いおよび案件の事情が特別複雑な案件は、人民法院が再度証拠交換を進行する必要があると判断した場合は除く。

(新たな証拠 その1)

第41条 《民事訴訟法》第125条第1項が規定する「新たな証拠」とは、以下の状況を指す。

(1) 一審過程における新たな証拠は、次のものを含む。当事者が一審の立証期限満了と新たに発見した証拠。当事者が確実な客観的原因により立証期限内に提供することが

できず、人民法院の許可を経て、延長された期限内におも提供することができなかった証拠。

(1) 二審過程における新たな証拠は、次のものを含む。一審審理終結後に新たに発見した証拠。当事者が一審の立証期限満了前に人民法院に調査・証拠取得を申請したが許可を得られず、二審法院の審査を経て許可すべきであると判断し、かつ当事者が調査・取得を申請した証拠。

(新たな証拠の提出時期)

第42条 当事者が一審過程において新たに提供した証拠の場合は、一審開廷前または開廷審理時に提出しなければならない。

当事者が二審手続中に新たな証拠を提供した場合は、二審開廷前または開廷審理時に提出しなければならない。二審が開廷審理を必要としない場合は、人民法院が指定する期限内に提出しなければならない。

(立証期限満了後の証拠)

第43条 当事者が立証期限満了後に提供した証拠が新たな証拠ではない場合は、人民法院は受け入れない。

当事者が立証の延期について人民法院の許可を経たが、客観的原因により許可された期限内に提供できず、かつ当該証拠を審理しな

— も く じ —

I	はじめに	
II	規定制定の背景および意義	
III	証明責任の意義と分配 (以上Vol.30, No.11)	
IV	当事者による立証	
V	法院による調査・証拠収集 (以上No.12)	
VI	立証期限と証拠交換 (以上Vol.31, No.1)	
VII	質証と証人の証言	
VIII	事実認定など	
IX	規定の施行時期	
X	おわりに	(以上No.2)
(資料)「最高人民法院・民事訴訟証拠に関する若干の規定」(翻訳)		
一	当事者の立証	(No.3)
二	人民法院の証拠の調査・収集	(前号)
三	立証期限と証拠交換	
四	質証	(次号へつづく)
五	証拠の審査認定	
六	その他	

いことにより明らかに不公平であることを導く場合には、その提供する証拠は新たな証拠とみなす。

(新たな証拠 その2)

第44条 《民事訴訟法》第179条第1項第1号に規定する“新たな証拠”とは、原審廷の審理終結後に新たに発見した証拠を指す。

当事者が再審手続中に提供した新たな証拠の場合、再審申請時に提出しなければならない。

(新たな証拠に対する相手方当事者への求意見などの通知)

第45条 一方当事者が提出した新たな証拠の場合、人民法院は、相手方当事者に対し合理的期限内に意見または立証を提出するように通知しなければならない。

(新たな証拠による判決に関する責任)

第46条 当事者の原因により指定期限内に立証することができないため、二審または再審期間内において新たな証拠を提出し、人民法院が、案件につき新たな審判をなしたまたは判決を改めるようになった場合は、原審裁判は過失ある裁判案件には属さない。一方当事者が新たな証拠の提出を請求した場合に、他の一方当事者が負担したそれにより増加した旅費差額、遅延、証人出廷による証拠調べ、訴訟などの合理的費用およびこれにより拡大した直接損失は、人民法院は支持してはならない。

四 質 証

(質証)

第47条 証拠は法廷において提示し、当事者の質証による。質証を経ない証拠は、案件の事実の根拠としてはならない。

当事者が証拠交換の過程において認可かつ編綴した証拠は、裁判官の在廷審理中の説明の後、案件事実の根拠として認定することができる。

(非公開の証拠調べをすべき秘密)

第48条 国家秘密、トレードシークレットおよび個人のプライバシーまたは法律が規定するその他の秘密保持しなければならない証拠は、開廷時に公開での当事者による質証をしてはならない。

(原本、原物の提示)

第49条 書証、物証、視聴覚資料の質証をするときは、当事者は証拠の原本または原物を提示するよう要求する権利を有する。ただし、以下に掲げるいずれか一つの状況の場合を除く。

(1) 原本または原物の提示が困難であることが確実で、かつ人民法院が写しまたは複製品を提示することを許可した場合。

(1) 原本または原物がすでに存在しないが、写し、複製品と原本または原物が一致することを証明する証拠がある場合。

(質証の方法)

第50条 質証の時、当事者は証拠をめぐる真実性、関連性、合法性、証拠証明力の有無および証明力の大小に焦点を合わせて質疑、説明および反論をおこなう。

(質証の順序)

第51条 質証は、下記の順序でおこなう。

- (1) 原告が証拠を提示し、被告、第三者と原告が質証をおこなう。
- (2) 被告が証拠を提示し、原告、第三者と被告が質証をおこなう。
- (3) 第三者が証拠を提示し、原告、被告と第三者が質証をおこなう。

人民法院は、当事者が証拠の調査・収集を申請した証拠にもとづき、申請した一方当事者が提供した証拠として提出する。

人民法院が、職権調査にもとづき収集した証拠を開廷審判時に提示するには、当事者の意見を聴取し、かつ当該証拠の調査収集の状況を説明することができる。

(請求が複数の場合の質証)

第52条 案件が2つ以上の独立した訴訟請求の場合、当事者は、それぞれに証拠を提示して質証をすることができる。

(証人能力)

第53条 正確に意思を表示できない者は、証人となることができない。

証明対象事実と年齢、知能状況または精神的健康状況が、民事行為無能力者または制限民事行為能力者の場合に相当するべきである者は、証人となることができる。 (B)